

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立朝倉東高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

学校番号

81

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針を定め、全ての生徒が安心して学校生活を送り、生徒の尊厳が守られるよう、組織的かつ効果的に推進する。

- (1) 生徒が安心して様々な活動に取り組むことができるよう、また、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよういじめの防止に努めること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めさせること。
- (3) 家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が良好な人間関係を構築し、良識ある社会の一員としての自覚と誇りを醸成するとともに、いじめを生まない土壌をつくることに努めること。
- (4) 校内に「いじめ問題対策委員会」を設置し、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合、又は疑いがある場合は、直ちに組織的対応を適切かつ迅速に行い、解決等にあたること。また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見、組織的な早期対応といじめを許さない心の育成を学校自己評価の項目としてあげ、本校の取組を適正に評価すること。併せて、教員自己評価に「いじめ防止」の項目を入れ、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること等を評価すること。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめを未然に防止するために、いじめが起きない、いじめを許さない環境作りに取り組み、豊かな道徳心や心の通う人間関係構築能力を育成する。また、学習活動の達成感・成就感を味わわせ自尊感情を育むよう努める。

(1) 教職員

- ア わかる授業とICTを活用した授業づくりを推進し、規範意識や集団の在り方及び人権に関する教育を発達段階に応じて学校生活全般において行う。また、授業等における教え合いや学び合いを通して、互いの存在を認め合う態度や円滑なコミュニケーションができる能力を身に付け、互いの存在を認め合う態度や適切なコミュニケーションができる能力を身に付けさせる。
- イ 教職員相互の授業参観を通して、授業力の向上に努めるとともに、生徒の様子を把握する機会とする。
- ウ 生徒会・各委員会を中心に、学校行事等の企画・運営や諸活動に主体的に取り組む場面を増やし、生徒全体に自己有用感を得させる。
- エ いじめについての共通理解を図り、いじめ問題について組織的に対応できるよう、研修を企画実施する。
 - ア) 「学校いじめ防止基本方針」の周知及びいじめの早期発見・早期対応のための共通認識を図るための研修（年度当初）
 - イ) 豊かな人権感覚をもつための研修
 - ウ) わかる授業とICTを活用した授業づくりのための研修
 - エ) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る研修
 - オ) 部活動をいじめのない環境で実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、顧問が機会を捉え指導を行う。

(2) 生徒

- ア いじめを身の回りの問題として考え、加害者にも被害者にもならないために人権について学習する。また、日頃のホームルームにおいても身近な問題として関心をもつ。
- イ 気になることや困ったことがある場合は、些細なことでも相談するようにする。

(3) 保護者

- ア あいさつや地域での活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- イ 家庭におけるチェックリストを活用して、子どもの些細な変化に気付く機会とする。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを利用して行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、また、好意から行った行為、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、

大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、一人で抱え込まず、必ずいじめ問題対策委員会に状況を報告し、組織的対応を迅速に適切に行う。いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査等を次のとおり実施する。

- ア) 生徒対象のいじめに関するアンケート調査 年6回
- イ) 生徒対象の学校生活アンケート調査 年6回
- ウ) 行事をはじめ、授業時や清掃活動等における生徒観察

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう次のとおり相談体制等の整備を行い周知する。日頃から生徒及び保護者との良好な人間関係を築いておくことが大切であり、些細な情報であっても適切に対応し、担任、部活動顧問等だけでなく、学年集団等、学校組織としての情報共有に留意する。

- ア) 個人面談、三者面談
- イ) スクールカウンセラーの活用
- ウ) いじめ相談ポストの設置・活用
- エ) 家庭におけるチェックリストの配布

ウ 個人情報保護

教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、必ずいじめ問題対策委員会（管理職・生徒指導主事）に情報提供する。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為（インターネットやSNS等を利用したいじめも含む。）を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、教員は個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。

そして、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認するとともに、いじめたとされる加害生徒に対しては、事実を確認した上で、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、適切に指導する。なお、加害生徒自身が深刻な課題を有している場合も鑑みて、

自分の行為の重大さを認識し、被害生徒に心から謝罪できるよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのため、被害生徒に対しては事情や心情を把握しながら、スクールカウンセラーを活用し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。さらには、このような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを日常的に見守り、支援していくことが重要である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合には、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、教職員は、一人で抱え込まず、必ずいじめ問題対策委員会(管理職・生徒指導主事)に情報提供し、職員の情報共有の対応と組織的対応を直ちに適切に行う。また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。

好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが出来た場合等においてもいじめ問題対策委員会へ情報を提供する。また、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合も、その場で、その行為を止めさせ、必ずいじめ問題対策委員会に情報提供し、組織的対応を行う。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

また、部活動においては、顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行い、部活動指導員・非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

ア 速やかに事実の確認をする。

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から、いじめ問題対策委員会で情報を収集し、事実を確認する。

イ 指導・支援体制を組織する。

特定の教職員で抱え込まず、いじめ問題対策委員会を中核として速やかに対応する。

ウ 事実確認の結果、いじめが認知された場合

管理職が県教育委員会に報告し、相談する。

エ 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

オ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア 生徒への支援

ア) いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。

イ) いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。

ウ) 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て支援する。

イ 保護者への支援

つながりのある教職員を中心に、速やかに関係生徒の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると

ともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア 生徒への指導

ア) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取は、個別に行うなど配慮する。

イ) いじめた生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景も考慮し、当該生徒の安心・安全及び健全な人格の発達に配慮する。

ウ) 指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ 保護者への助言

つながりのある教職員を中心に、速やかに関係生徒の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合い、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、同調していたり、はやしたてたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

イ 全教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ことを生徒に徹底して伝える。

ウ いじめが認知された際、学校の教育課題として解決を図る。いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、学級経営や学校行事（体育祭、宿泊学習等）は、生徒の人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるように適切に援助する等の改善に繋げる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ問題対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り調査や、生徒が被害にあった場合のケア等の対策をする。

イ インターネットやSNSを利用したいじめが行われた場合において、書き込みへの対応については、削除要請等、被害生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除及び書き込んだ者への対応や、発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、福岡法務局、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

ウ 情報モラル教育を進めるために、教科「情報」や教科「商業」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や情報の発信者として必要な知識・能力を学習する。

エ ネットトラブル講座や人権学習等を通して、いじめは、許されない行為であることを学習する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態

とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめ問題対策委員会において必要に応じ、他の事情も勘案して、校長が判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットやSNSを利用したいじめも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月程度を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。いじめ問題対策委員会は、相当の期間が経過するまで、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視するとともに、被害生徒からの聞き取りやいじめアンケートに記載がないか確認することともに被害生徒保護者と相談し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者と連携し、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、被害生徒の保護者と連携しながら確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある、いじめ問題対策委員会を中心に継続的に見守っていく。

5 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に速やかに報告し、次の対応を行う。

<学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する>

ア 学校を調査主体とした場合

福岡県教育委員会の指導・助言の下、以下のように対応する。

- ア) 県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- イ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

イ 福岡県教育委員会が調査主体となる場合

設置者の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

(2) 調査結果の提供と報告

ア 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他必要な情報を提供する。

- ア) 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等について、情報を適切に提供する（適時・適切な方法で経過報告をする）。
- イ) 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ウ) 得られたアンケートには、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果を県教育委員会に報告（県教育委員会から県知事に報告）

調査結果には、今後の同種の事案防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を添える。

ウ 調査結果を踏まえた必要措置

当該調査又は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、事故防止策をもとに職員研修を実施する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会・いじめ特別調査会議

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行うな

ど、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ 年間計画の企画と実施

ウ 教職員の共通理解と意識啓発のための研修の実施

エ 年間計画進捗状況の確認

オ いじめの未然防止

カ いじめ事案への対応

キ 各取組の有効性の検証

ア) 学校基本方針の策定や見直し

イ) 学校におけるいじめの防止の取組の進行確認

ウ) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証

(3) 具体的な取組の流れ

ア 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

ア) 学年別懇談会、三者面談等での情報提供

イ) 学校ホームページにおける「学校いじめ防止基本方針」の公表

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

個人面談、三者面談及び個別相談における相談事例の把握と対応

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報を把握した場合には緊急会議を開催

ア) いじめの情報の迅速な事実確認と共有

イ) いじめの事実の確認を行い、結果を県教育委員会へ報告

ウ) 関係生徒への事実関係の聴取

エ) 関係生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定

オ) 保護者との連携

カ) 必要に応じて、緊急的な「組織」、拡大的な「組織」で対応する

オ いじめであるかどうかの判断

カ いじめに対する措置

キ 取組の評価

(4) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査会議」を設置し、迅速に調査を行う。

ア 「いじめ特別調査会議」の構成

管理職、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、当該担任等

ア) 構成員については、事案に応じて「いじめの防止等の対策のための組織」の中から、校長が県教育委員会と協議した上、指名する。

イ) 外部専門家については、心理や福祉の専門家、学校・教育機関の管理職経験者、PTA役員に年度当初に参加の依頼を行い指名する。なお、当該調査の中立性、公平性を確保するため、当該事案の対処に関わった者以外の者から指名する。

イ 役割と機能

ア) 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。

なお、この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

イ) 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

ロ) 福岡県教育委員会への調査結果報告（県教育委員会から県知事へ報告）

エ) 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

7 学校評価

(1) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況評価

学校自己評価の評価項目に位置付け、学校のいじめに関する取組状況を評価するとともに、「いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているか取組み評価アンケート等を用いて再検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談実施等）を学校自己評価において状況を評価し、その評価結果を踏まえ、次年度の学校におけるいじめ防止等のための改善を図る。

(2) 適切な学校評価・教員評価

ア いじめに関する学校自己評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

イ いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたP D C Aサイクルに基づき行う。

ウ 学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に適切に活かす。

エ いじめに関する教員評価については、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後に適切に活かす。